令和４年８月９日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための
医療機関・保健所の負担軽減等について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
日本医師会からの標記通知に関しては、本年８月８日付でご案内したところですが、大阪府からも下記の連絡がありましたので情報提供いたします。
下記運用に関しては、府内１８保健所で実施するとのことです。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●大阪府通知より引用
〇すべての患者の発生届が必要です。届出はHER-SYS入力をお願いします。
・重症化リスクがある方は、従前どおりの届出が必要です。→（１）参照
・重症化リスクが低い方は、項目を簡略化して入力することが可能です。→（２）参照
（１）重症化リスクがある方（従前のとおり、全ての項目について届出が必要です。）
・65歳以上の者
・40歳以上65歳未満のうち、重症化リスク因子となる疾病等を複数持つ者
＊なお、重症化リスク因子となる疾病等は以下を指すものとする。
ワクチン未接種（ワクチン接種が1回のみの者も含む）、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下
・妊娠している方

（２）重症化リスクが低い方（発生届の届出項目を簡略化することが可能な対象）
・上記（１）以外の者（入院が必要な者を除く。）に係る発生届については、当面の間、患者・疑似症患者等の診断した者の類型に加えて、以下の項目について記載し、届出を行うことが可能です。
・届出項目
①陽性者の氏名（ふりがなを除く）、②性別、③生年月日
④当該者所在地（市区町村名までで良い）
⑤電話番号（当該者又は保護者電話番号のいずれか１つで足りるものとする）

・問い合わせ先）大阪府健康医療部感染症対策企画課　０６-６９４４-９１５６
・大阪府「令和４年度感染症法関係通知」
https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa4nentuti.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）